

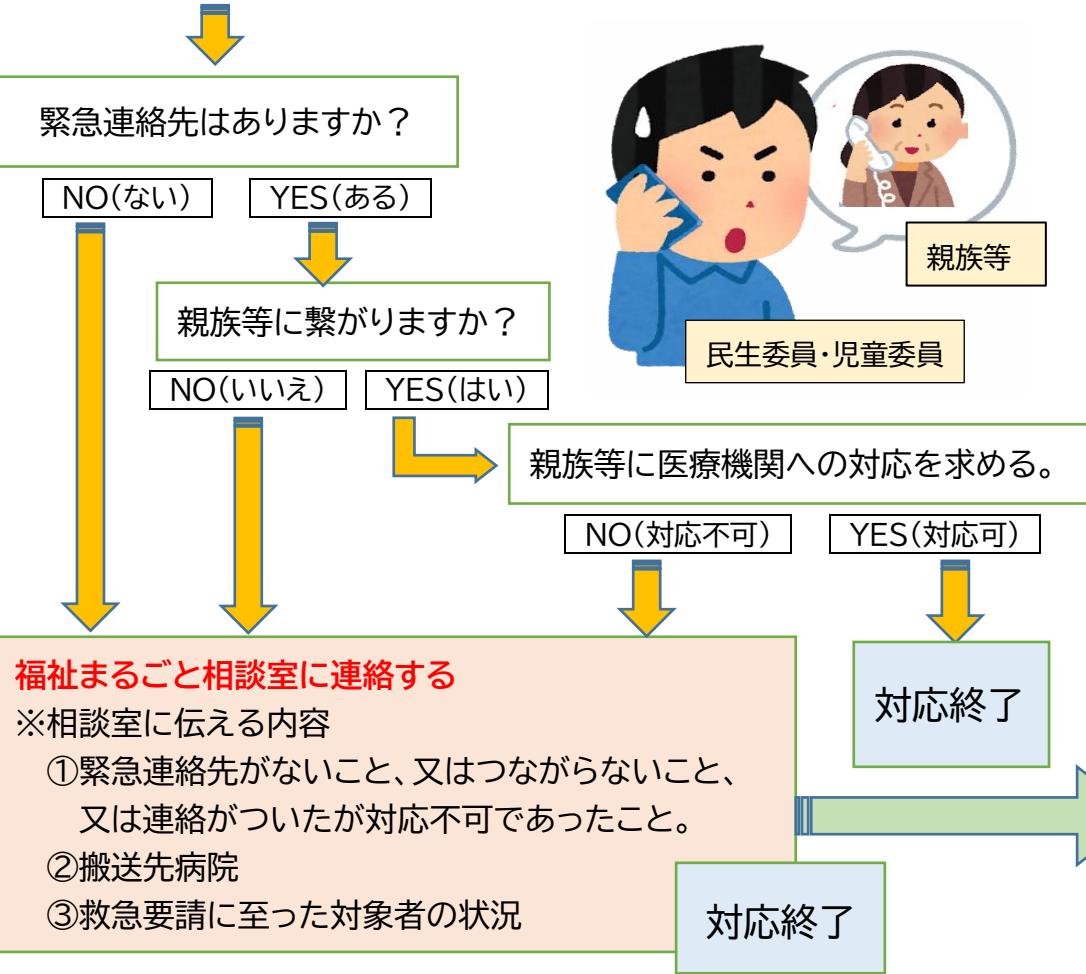
# ● 救急要請時フローチャート (民生委員・児童委員サポート事業)

民生委員・児童委員が見守り活動の中で救急車を要請した際、緊急連絡先が無い場合や連絡先があっても繋がらない場合など、対応に困ったときは、福祉まるごと相談室がサポートします。



## 対応① 緊急連絡先に連絡してください

緊急事態の発生・救急要請時には、民生委員が把握している**緊急連絡先(親族等)**に連絡をいれてください。



## 対応② 救急隊が到着の際、お伝えください

救急隊などから、本人の住所・氏名や緊急連絡先(親族など)等を問われた場合、**高齢者実態調査票等**により情報を提供してください。

- 注意1 原則、対象者の生命が危ぶまれる場合に、消防署等に個人情報を提供することは個人情報保護上、認められます。
- 注意2 **救急車の同伴・同乗や医療行為等の同意は、民生委員・児童委員の任務ではありませんので、お断りください。**

## 連絡を受けた福祉まるごと相談室での対応

- ①福祉まるごと相談室が情報収集を行い、親族や支援機関を把握できしだい連絡する。
- ②親族等が把握できれば、医療機関への対応を要請する。
- ③上記②が難しい場合は、福祉まるごと相談室が搬送先の医療機関に向かい、今後の生活支援を検討する。
- ④対応後、民生委員・児童委員に情報を共有します。

### 福祉まるごと相談室に連絡する

※相談室に伝える内容

- ①緊急連絡先がないこと、又はつながらないこと、又は連絡が繋がったが対応不可であったこと。
- ②搬送先病院
- ③救急要請に至った対象者の状況

対応終了

対応終了